

○耐震改修工事に伴う固定資産税の減額措置について

昭和57年1月1日以前に建てられた住宅については、一定の改修工事を行った住宅に係る固定資産税について申告により、完了した年の翌年度分に限り、下記のとおり減額します。

●住宅要件

減額される要件（次の条件を満たす住宅であること）
・昭和57年1月1日以前から所在する住宅 ※貸家や法人所有の住宅についても工事要件を満たしている場合には、減額措置の適用対象です。 ・耐震改修工事後の家屋の床面積の2分の1以上が居住用であること（併用住宅の場合）

●工事要件

減額される要件（全ての要件を満たすこと）
・現行の耐震基準を満たし、令和13年3月31日までに改修工事が完了するものであること ・耐震改修工事費用が1戸当たり50万円超（税込）であること

●減額期間

工事完了時期	減額期間
平成25年1月1日～令和13年3月31日 (認定長期優良住宅の場合は平成29年4月1日～令和13年3月31日)	翌年度分

●適用範囲

床面積	減額率
1戸当たりの床面積が120平方メートル以下のもの	税額の2分の1（※）
1戸当たりの床面積が120平方メートルを超えるもの	120平方メートル分の税額の2分の1（※）

※この耐震改修工事により認定長期優良住宅の認定を受けた場合は、対象家屋の固定資産税額の3分の2に相当する額を減額します。

●申請方法

減額を受けようとする対象住宅の所有者は、改修後3ヵ月以内に次の書類を税務課（7番窓口）へ提出してください。

- ・耐震改修工事に伴う固定資産税減額申告書
- ・現行の耐震基準に適合することを証する書類（下記①・②のうちいずれか1つをご提出ください。）
 - ①増改築等工事証明書…建築事務所に所属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関または住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する証明書
 - ②住宅耐震改修証明書…地方公共団体の長が発行する証明書
- ・当該工事の明細書（工事内容が確認できる書類）
- ・当該工事の領収書の写し（工事に要した費用が確認できる書類）
- ・認定長期優良住宅となったことを証する書類（認定長期優良住宅に該当する場合）

●注意事項

また、当該家屋がバリアフリー改修工事、省エネ改修工事やマンション長寿命化工事に資する大規模修繕工事による減額措置を受けておられる年度には適用されません。

【お問い合わせ先】

猪名川町役場 企画総務部 税務課 資産税担当

〒666-0292 猪名川町上野字北畑 11 の 1

TEL 072-766-8702